

令和 7 年度 企業版ふるさと納税寄附活用事業に係る契約の相手方について

企業版ふるさと納税寄附活用事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（地方自治法第 167 条の 2 第 1 号に基づく少額のものを除きます。）により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合は、地方公共団体の寄附活用事業に係るホームページ等において、当該事業に係る契約の相手方を公表する必要があることから、以下の通り公表します。

寄附事業	さとやま文化創造事業
契約の相手方	株式会社 阪急阪神百貨店